

令和7年度 第3回大阪府薬事審議会 医薬品等基準評価検討部会 議事録

日時：令和7年12月17日（水）

午後2時～午後5時

場所：大阪赤十字会館 402会議室

【参加者】

委員：伊井義則、上野哲司、岡田多恵子、瀬波伸一、成田実、野村明生、
林訓子、三浦美江、山本豊

事務局：枝川 哲也（薬務課参事）、中嶋覚子、板東由佳、太田垣健人、津田
悠佑、安原亜美、亀井捷、森木和也、清原千尋、加世田胡桃（以上、
薬務課製造調査グループ）

【配付資料】

議事次第／出席者名簿

大阪府薬事審議会医薬品等基準評価検討部会専門委員名簿

資料1：医薬品等の品質管理、安全管理及び製造管理を担う人員の教育・人材育
成の強化に資する資料案

参考資料1：「医薬品の品質管理、安全管理及び製造管理を担う人員の教育・人
材育成」に関する事例収集アンケート結果

参考資料2：製薬企業の責任役員の方へ

参考資料3：大阪府薬事審議会関係法令・条例・規則

参考資料4：大阪府薬事審議会部会設置規程

【議事】

事務局：ただ今より、「令和7年度第3回大阪府薬事審議会医薬品等基準評価検討部会」を開催させていただきます。委員の皆様方には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます、薬務課製造調査グループの森木です。議事が始まるまでの司会進行を務めさせていただきます。

今日は、専門委員9名全員の出席がありましたので、大阪府薬事審議会部会設置規程第5条第2項に基づき、本部会は成立していることを報告いたします。

また、本部会は、大阪府情報公開条例第33条に基づき、原則公開で行いますので、ご了承ください。ただし、議事進行の途中において、個人のプライバシーに関する情報等、その内容が公開にふさわしくないと考えられる場合には、専門委員と協議の上、非公開とすることができますことを申し添え

ます。

それでは部会の開催にあたりまして、大阪府健康医療部生活衛生室薬務課参事の枝川よりご挨拶申し上げます。

事務局：大阪府健康医療部生活衛生室薬務課参事の枝川でございます。本日は、お忙しい中、大阪府薬事審議会医薬品等基準評価検討部会にご出席いただき、厚くお礼申し上げます。また、皆様方には、日頃より本府薬務行政にご理解・ご協力をいただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、本年5月に改正薬機法が公布されました。今回の法改正には、社会問題となっている濫用のおそれのある医薬品の規制強化や、薬局における調剤業務の一部外部委託の拡大、医療用医薬品の安定供給体制の強化などに加え、製造関係においては、製薬企業における不正事案が続いている状況を踏まえ、責任役員の変更命令や品質保証責任者・安全管理責任者の法制化も盛り込まれています。加えて、9月にはGMP調査要領が改訂され「日本版 Warning Letter 制度」が導入されるなど、より一層の制度強化が図られているところです。

不正事案の背景の一つとして、不十分な教育訓練や作業に対する理解度の低さなどが指摘されていることから、本部会では昨年度より、品質管理、安全管理及び製造管理を担う人員の教育・人材育成のあり方や、実情や課題を踏まえた効果的な取組みなどについて議論し、整理してきました。本日はその表現方法、レイアウトなどの細部まで検討し、資料の完成に向けて議論いただきたいと考えております。

今年度最後の部会となりますので、より良い資料を目指して、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

事務局：ありがとうございました。なお、参事の枝川ですが、公務の都合により、これで退席させていただきます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

(配付資料を確認)

それでは、ここからの議事進行につきましては、伊井部会長にお願いしたいと思います。

伊井部会長：伊井でございます。これより、議事を進行させていただきます。よろしくお祈いします。本日の検討部会では、資料案を成果物として完成させるために議論したいと考えております。成果物資料案のタイトル及び各項目の表現方法などの細かな点を中心にご意見をいただく予定です。議論しきれない場合においても、成果物に記載すべき内容そのものについては、本日で合意に至りたいと思います。本議論が終了しましたら、今後の流れ、次年度の検討テーマ等につきまして、共有・確認させていただきます。それでは、まず

は資料1について、前回部会以降の修正点等を中心に事務局よりご説明いたします。

事務局： まずは、資料について事前に確認いただき、ありがとうございました。事前に頂戴したご意見も踏まえ修正したものを配付しております。本日は、成果物発出までの最後の検討の場となり、資料の確定に向け、細かな表現、文言等につきまして、ご意見をいただきたく存じます。それでは、資料案について、前回部会後の修正点を中心にご説明させていただきます。

まず「はじめに」について、法改正に関する内容を記載しておりましたが、「おわりに」に移行しました。

次に、第1章の「製薬企業の職員のあり方」について、記載整備をいたしましたが、内容の変更はございません。

次に、第2章の「製薬企業における教育・人材育成の現状とその課題」について、前回の検討部会でのご意見を踏まえ、5ページ目の図の内容を修正しております。不十分な教育体制を起因として、品質問題が発生することを示した図としております。この図は教育にフォーカスを当てたものであり、人材育成に関する内容は、図の下部に記載しております。また、7ページ目の表2について、前回のご意見を踏まえ、事例収集アンケートで回答のあった、教育・人材育成について各社が課題として認識している事項を一覧化して新たに掲載しました。

次に、第3章の「製薬企業の重要な役割を担う人員のあり方」について、以前は各責任者に求められる心構え等を、文章のみで記載しておりましたが、視覚的に見やすくするために表形式としました。また、以前は各責任者の法的要求事項も掲載しておりましたが、周知の内容かと思いましたので、巻末に参考情報として記載することとしました。

次に第4章の「課題と解決へのアプローチ」について、課題と解決のポイントを紐づける構成とし、視覚的に分かりやすくしております。このレイアウト変更等に伴い、各項目の説明も簡潔な文章に修正しています。

次に、第5章の「各社における取組事例」について、前回の検討部会や、その後いただいたご意見を参考にさせていただき、コラムとして取組事例を、教育について4事例、人材育成について2事例作成いたしました。22、23ページには、事例収集アンケートの回答から抜粋・カテゴリ分けして、一覧として掲載しております。

次に、「おわりに」について、前回部会からの変更点として、「はじめに」と同様に、共に考えながら、という旨の記載を追記しております。

また、25ページ目には謝辞を挿入し、26ページ目以降で用語解説と各責任者の法的要求事項をまとめております。

事務局からの説明は以上です。

伊井部会長： ご説明ありがとうございました。それでは、本資料案につきまして、順に検討を進めて参ります。「はじめに」の記載内容についてご意見ありますでしょうか。

山本委員： 最後の段落に、「本資料を契機に」と記載されていますが、「本資料を参考に」といった記載の方が良いと思います。

伊井部会長： ありがとうございます。適切な意見かと思えます。

上野委員： 最後の段落に、「医薬品の品質、有効性、安全性の確保に向けて」と記載されていますが、現在の仮タイトルでは「有効性」の単語が含まれていません。タイトルと本文を整合させる必要はないでしょうか。

山本委員： 以降の本文では「有効性」の記載がありませんので、この「有効性」は記載不要ではないでしょうか。

事務局： ありがとうございます。整合を図れるように検討いたします。

伊井部会長： ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。

(意見なし)

伊井部会長： それでは、第1章「製薬企業の職員のあり方」について、ご意見ありますでしょうか。

山本委員： 「記録の不備が健康被害につながる」との記載に違和感があります。健康被害につながるのは、記録の不備ではなく、試験の不備などではないでしょうか。

事務局： ありがとうございます。ご意見を踏まえ、修正いたします。

伊井部会長： 医薬品は「命を支える製品」と記載されていますが、「生命関連製品」としてはいかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。ご意見のとおり修正いたします。

伊井部会長： ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。

(意見なし)

伊井部会長： それでは、第2章「製薬企業における教育・人材育成の現状とその課題」についてですが、表2について、事例収集アンケートの結果から引用していると思いますが、事例収集アンケートの概要を注釈等で記載してはいかがでしょうか。この資料を読んだ方は、どのようなアンケートであったのかについて疑問を感じるのではないかと思います。

事務局： ありがとうございます。「はじめに」で事例収集アンケートについて、言及していますが、改めて注釈等でも説明を追記するか検討いたします。

伊井部会長： ありがとうございます。図に記載の「時間予算の削減」について、「予算の削減」に違和感があります。また、「時間の削減」というよりは、「逸脱等の想定外のイベントを想定しておらず余裕のない生産計画」といった内容の記載にした方が良くのではないのでしょうか。

山本委員： 「過度な生産計画」としてはいかがでしょうか。

- 事務局： ありがとうございます。記載内容を検討いたします。
- 野村委員： 5ページの4行目で、「生産計画を優先し、法令で求められる記録を作成するために形式的に教育を行うなど」と記載されていますが、生産計画を優先することは、記録を作成するための形式的な教育につながるのではなく、教育の時間を十分に取れなくなることにつながっていると思います。記載内容を工夫された方が良いと思います。
- 事務局： ありがとうございます。ご指摘のとおりかと思しますので、「生産計画を優先し」の記載は削除いたします。
- 伊井部会長： ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。
(意見なし)
- 伊井部会長： それでは、第3章「製薬企業の重要な役割を担う人員のあり方」についてです。「各社が考えている心構えや知識・スキル」と記載がありますが、これは事例収集アンケートから抽出した内容を記載しているのでしょうか。
- 事務局： 事例収集アンケートの結果を含めて記載しております。
- 伊井部会長： それでは、事例収集アンケートをもとに記載した内容であることを明確に記載してはいかがでしょうか。
- 山本委員： 記載を追記するのではなく、「各社が考えている」の記載を削除してはいかがでしょうか。
- 事務局： ありがとうございます。資料の「はじめに」に、製薬企業各社から収集した事例をもとに作成している旨を記載していることも踏まえ、記載内容について検討いたします。
- 伊井部会長： その「はじめに」の内容についても同様ですが、事例収集アンケートをもとに作成した資料であることを明確に記載してはいかがでしょうか。
- 事務局： ありがとうございます。併せて検討いたします。
- 山本委員： 求められる心構え・考え方についての品質保証責任者の項目で、「委託製造所の管理監督」の記載ですが、自社の製造所のみで製造している企業の場合、対象がないこととなりますので、「委託製造所を含む」と記載した方が良いのではないのでしょうか。
- 事務局： 法令上、自社の製造所で製造する場合であっても、当該製造所に委託していることとなりますので、単に「委託製造所」と記載しています。
- 山本委員： 誤解を招きかねないため、記載する文言を検討した方が良いと思います。
- 事務局： 単に「製造所」とすれば分かりやすいでしょうか。
- 山本委員： 「製造所」が良いと思います。
- 伊井部会長： ありがとうございます。総括製造販売責任者の項目に、「品質保証責任者・安全管理責任者等との横断的な連携を推進」と記載されています。ここで記載したいのは、総括製造販売責任者⇔品質保証責任者・安全管理責任者の連携を適切に行うとの趣旨なのか、総括製造販売責任者が品質保証責任者⇔安

全管理責任者の連携を適切に行わせるとの趣旨なのか、どちらでしょうか。
また、法令では「密接な連携」と記載されています。

山本委員： 総括製造販売責任者に関する項目ですので、総括製造販売責任者⇔品質保証責任者・安全管理責任者の連携のことではないでしょうか。

伊井部会長： その趣旨であれば、「密接な連携」と記載した方が適切ではないでしょうか。

事務局： ありがとうございます。「密接」に修正いたします。

一点ご相談させていただきたいのですが、品質保証責任者の項目で、「クオリティーカルチャーの醸成に努める姿勢が重要」の記載について、「努める姿勢が重要」と「努めることが重要」ではどちらの記載がより適切でしょうか。

山本委員： 「努めることが重要」の方が良いと思います。「姿勢」では弱いと思います。

事務局： ありがとうございます。ご意見のとおり記載したいと思います。

伊井部会長： それでは、12 ページ以降の求められる知識・スキルについてご意見ありますでしょうか。

伊井部会長： 同じく製造管理者で、「②経営陣とのコミュニケーション能力」に記載の、「品質・有効性の観点から判断に影響を与える提言ができる能力」ですが、判断とは経営陣の判断でしょうか。

事務局： ご認識のとおり、経営陣の判断でございます。

伊井部会長： それでは、「経営陣の判断」と記載してはいかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。検討いたします。

瀬波委員： 同じ箇所、「品質・有効性」とありますが、「安全性」の記載は不要でしょうか。

事務局： ありがとうございます。「安全性」も記載いたします。

伊井部会長： 製造部門の責任者の項目に、「③適正な生産計画の策定能力」と記載されていますが、主に生産計画を策定しているのは本社ではないでしょうか。製造所に求められることとしては、本社により策定された生産計画を達成することではないでしょうか。

山本委員： 本社が策定しているのであれば、この箇所は「適正な生産計画の遂行能力」といった記載が適切かと思えます。ただし、製造部門が生産計画を策定している製造所もあると思えます。

事務局： 生産計画については、業務量やリソースを把握して、適切に管理して欲しいとの趣旨で記載しておりますが、必ずしも製造部門で策定するものではないとのことですので、記載内容を検討するか、削除する必要があるでしょうか。

山本委員： 適正な生産計画は非常に重要なものですので、記載するべきと考えます。

生産計画を重視してしまうことで教育の時間を十分に取れないという問題が発生している場合があります。

上野委員： 本社で策定している生産計画は大枠の計画であって、詳細な計画については製造所で策定してされているのではないのでしょうか。

伊井部会長： ありがとうございます。それでは、生産計画については現在の記載のままということではいかがでしょうか。

(意見なし)

伊井部会長： それでは、第4章「課題と解決へのアプローチ」についてご意見ありますでしょうか。

山本委員： 課題に対する解決のポイントの記載について、第5章で記載されている具体的な取組事例と紐づけてはいかがでしょうか。例えば、グループワークを取り入れるという解決のポイントは、取組事例の③に該当すると思いますので、「取組事例③を参照」といったような記載を入れると良いのではないのでしょうか。

伊井部会長： ありがとうございます。ご意見の記載を入れることで読者にとって分かりやすいと思います。他にご意見ありますでしょうか。

(意見なし)

伊井部会長： 第5章に入る前に、ここまでの内容で追加のご意見等ありますでしょうか。

事務局： 13ページの「品質、有効性、安全性の観点から判断に影響を与える提言ができる能力」について、「品質、有効性、安全性の観点から提言ができる能力」と記載した方が違和感ないでしょうか。

山本委員： 「品質、有効性、安全性の観点から経営陣に提言ができる能力」と記載しても良いと思います。ただ、経営陣に提言できることは「能力」なのではないでしょうか。細かい記載ぶりについては通知等も参考になるのではないのでしょうか。

伊井部会長： 「提言できる力」や「提言できること」といった記載の方が良いでしょうか。事務局には過去の通知等も参考にして記載内容をご検討いただければと思います。

上野委員： 10ページの製造部門の責任者の項目に、「製造プロセスや品質システムの継続的な改善」と記載されていますが、製造システムは品質システムに含まれているのではないのでしょうか。

山本委員： 「製造プロセスを含む品質システム」と記載する方が適切ではないのでしょうか。

事務局： ありがとうございます。ご意見のとおり修正いたします。

伊井部会長： 他にご意見ありますでしょうか。

野村委員： 13ページの「品質、有効性、安全性の観点から経営陣に提言ができる能力」ですが、製造管理者には有効性、安全性についての理解も必要とのこと

でしょうか。

三浦委員： 医薬品において、仮に有効成分含量が規定量より少なくなってしまう場合には有効性への影響があります。逆に、多くなってしまう場合には安全性への影響がありますので、有効性、安全性にも一定の理解は求められると思います。

伊井部会長： ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。

(意見なし)

(休憩)

伊井部会長： それでは再開いたします。第5章「各社における取組事例」についてご意見ありますでしょうか。

山本委員： 取組事例⑤で他の事例では成果が上がった旨の記載となっているのに対し、事例⑤のみ「リスクが低減されることが期待される」となっていますので、他の事例と記載ぶりを合わせてはいかがでしょうか。

伊井部会長： ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。

野村委員： 取組事例③で「従業員を複数グループに分け少人数で実施」とあり、少人数とは3, 4人程度をイメージしました。しかしその後「グループをさらに4, 5人の班に分けて」と記載されています。少人数とはどの程度の人数を意味しているのでしょうか。

三浦委員： この事例は前回の検討部会で私がお話しした内容をもとに作成されているものと思います。例えば、総従業員数が60名であるときに、一度に60人集めて教育するのではなく、15人程度のグループに分けて教育訓練を実施しています。そして、ディスカッションの時間では、その15人をさらに4, 5人のグループに分けて実施しています。そのことを記載されているのかと思いますが、この文章を読んだだけでは分かりづらいかもしれません。

伊井部会長： この部分で重要なことは、大人数ではなく少人数で実施する方が効果的であるということだと思います。また、ディスカッションを始める前に、まずは自身で考えて意見をまとめる時間を取る形式にした方がより効果が上がると考えていますので、そのような趣旨の記載を含めることができればと考えております。文章が分かりづらいことも含めて修正を検討できればと思います。

取組事例に関して他にご意見ありますでしょうか。

(意見なし)

伊井部会長： それでは22ページの「事例収集アンケートで回答のあった取組事例一覧」でご意見ありますでしょうか。

野村委員： 「教育資料を動画化することで教育レベルの一元化を図り」とはどういうことでしょうか。少し違和感があります。

山本委員： おそらく、講義の動画を作成して、それを視聴してもらうことで教育レベ

ルの統一を図れるということではないでしょうか。講義によって、本質の内容は変わらないものの、話す内容にばらつきが出る場合がありますが、作成した動画を使用することで同じ教育を受講してもらうことができます。

瀬波委員： 他社に依頼して、教育資料をもとにアニメーションを作成してもらうこともできます。その動画を各製造所での教育に使用しています。

伊井部会長： 動画化することで、ご意見のようなメリットがあると思います。他にも、受講者が都合の良いタイミングで視聴できることもありますので、そのような内容を記載しても良いと思います。

上野委員： 試験機器の使用方法について動画化したものを使用しています。動画を活用する以前は、受講者は説明を聞いてノートにメモしてましたが、全てをメモしきれない場合もありました。動画化することで、受講者は同じ部分を繰り返し視聴できますし、復習することもできます。

事務局： ご意見ありがとうございます。この項目は、事例収集アンケートの回答内容をそのまま掲載しています。現在の記載では、動画化による教育レベルの統一化と、講師の時間短縮のみ記載していますが、今挙げていただいた内容を含めるかについては事務局で検討させていただいてよろしいでしょうか。

山本委員： 動画化については、時間短縮以上のメリットがあると思いますので記載内容を検討いただいた方がよいと思います。

事務局： ありがとうございます。検討いたします。

伊井部会長： 他にご意見ありますでしょうか。

岡田委員： 「工場や製造販売部内（品質保証部門）のローテーション」と記載されていますが、「製造販売部」という単語に違和感があります。販売部ですと営業部のような印象を受けます。

三浦委員： 「工場」を「製造所」にし、「製造販売部内」を「製造販売業」とすれば分かりやすいのではないのでしょうか。

伊井部会長： ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。

（意見なし）

伊井部会長： それでは、「おわりに」についてご意見ありますでしょうか。

（意見なし）

伊井部会長： 「この冊子が、皆さんの未来を切り拓く一助となれば幸いです」の「未来を切り拓く」に違和感があります。

岡田委員： 「患者さんのためになれば幸いです」や「医薬品の品質・安全性の確保の一助になれば幸いです」といった記載の方が良いのではないのでしょうか。

事務局： ありがとうございます。タイトル名と関連付けた記載とすることも良いと思いましたが、今後検討いたします。

伊井部会長： ありがとうございます。タイトルの言葉が出ましたが、最後にタイトルの検討に移りたいと思います。事務局から事前にタイトルの意見募集の案内が

ありましたが、案がありましたらお願いいたします。

事務局：事務局案としては3点を考えました。

- ① 改めて考える 医薬品の品質と安全を担う人員の教育と人材育成
- ② 医薬品を使用する人々の健康と安心を守るために～医薬品の品質と安全を支える教育と人材育成について考える～
- ③ 医薬品を創る人材～医薬品の品質・安全を支える力～

瀬波委員：いくつか考えましたので挙げさせていただきます。

- ① 医薬品の品質・安全を支える教育・人材育成のあり方
- ② 医薬品の品質と安全確保に向けた教育と人材育成
- ③ 医薬品の品質・安全を支える教育基盤と人材育成
- ④ 医薬品の品質と安全を担う人材育成と教育の重要性
- ⑤ 国民の健康と安心を支える医薬品の品質、安全と人材育成
- ⑥ 医薬品の品質と安全を通じて健康と安心を守る教育・人材育成
- ⑦ 医薬品を安心して使える社会を支える教育と人材育成
- ⑧ 医薬品の品質と安全を支える教育と人材育成
- ⑨ 医薬品の品質・安全を支える人材育成
- ⑩ 医薬品の品質と安全確保に必要な教育・人材育成
- ⑪ これからの医薬品と品質・安全を支える人材育成
- ⑫ 持続的に医薬品の品質と安全を支えるための教育・人材育成
- ⑬ 医薬品の品質と安全を支える教育と人材育成の手引き～GXP責任者の育成に向けて～

上野委員：何点か考えてみました。

- ① 現場で機能する人員教育・人材育成～医薬品の品質・安全性を守るために～
- ② 形式的な教育から脱却するための人員教育・人材育成
- ③ 人が変われば品質が変わる～製薬企業のための人員教育・人材育成～
- ④ 医薬品の品質・安全性を支える人員教育と人材育成～製薬企業に求められる考え方と実践例～

事務局：ありがとうございます。ご意見を踏まえ、「改めて考える」といった、皆さんで考えていきたいと思います。事務局の①をベースに、ご提案いただいた案も参考にして検討したいと思います。

伊井部会長：ありがとうございます。本日検討したい内容は以上となりますが、全体を通して他にご意見ありますでしょうか。

(意見なし)

伊井部会長：それでは、今後の流れについて共有・確認したいと思います。それでは、事務局からご説明いただけますか。

事務局： 今後の作業といたしまして、本日いただいたご意見を踏まえ、成果物資料案を修正いたします。修正後はメールで各委員と適宜共有させていただきます。なお、本日議論しきれなかった細かな点につきましては、部会長と調整させていただきます。成果物案につきましては2月の薬事審議会に諮り、3月中に各団体宛てに通知するとともに、府のホームページに掲載する予定です。

また、次年度の検討テーマ案について、ご説明させていただきます。

次年度は仮タイトルとして、「医薬品製造販売業者における自己点検を通じた品質管理・安全管理業務の向上に関する検討」を考えております。昨今の製薬企業における不正事案では、委託先製造所に対する管理監督が不十分であること、品質情報の不適切な処理など、製造販売業者のガバナンス不足が顕在化しています。こうした背景を受け、2025年公布の改正薬機法では、製造販売業者における品質保証責任者・安全管理責任者の設置、委託先製造所の管理の法定化など、製造販売業者の責任が従来以上に強化され、一層の品質管理・安全管理が求められています。そこで製造販売業者がGQP・GVP省令に基づく自己点検を通じて自らの業務プロセスを見直し改善していくことが非常に重要であると考え、自己点検の実効性の向上につながるような資料を作成してはどうかと考えております。具体的には、薬機法、GQP・GVP省令の要求事項ごとに具体的な点検ポイント・考え方等をまとめた資料を作成することを考えております。また、1年で成果物を作成することを想定しています。事務局からの説明は以上です。

山本委員： 自己点検の手順書を改訂するというのでしょうか。

事務局： 既に大阪府が作成しているモデル手順書を改訂するというのではなく、自己点検を行うための補助的な位置づけとして、自己点検を実施する際のポイントや考え方をまとめたものを新たに作成したいと考えています。

伊井部会長： 製造業者は行政のみでなく製造販売業者からも監査を受ける機会がありますが、製造販売業者は行政による監査のみという状況です。製造販売業者は、製造所や安全管理業務の委託先には監査等の際に厳しく指摘していることがある一方で、製造販売業者は、自社業務に対しては甘くなる傾向があると思います。そのため、製造販売業者の自己点検が効果的に機能するための考え方や手法等について検討することは、製造販売業者の管理体制の向上に寄与でき、結果として、製造業者や安全管理業務の委託先の業務が適切に行われることにもつながりますので、非常に重要なポイントであると思います。ご意見や異論等ありますでしょうか。

(意見なし)

伊井部会長： 今後の流れや、来年度の検討テーマ等、本日の議事全体について、委員の皆さまから質問等がありますでしょうか。

(意見なし)

伊井部会長： ありがとうございます。以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。各委員の皆様は、ご協力ありがとうございました。では、事務局にお返しいたします。

事務局： 伊井部会長、議事進行ありがとうございました。各委員の先生方には、大変お忙しいところご出席いただき、また、活発に協議をいただきましてありがとうございました。最後になりますが、本日の議事録につきましては、事務局で議事録案を作成しまして、各委員に内容をご確認の上、最終的に大阪府のホームページに公開いたしますので、ご了承ください。それでは、以上をもちまして、本日の検討部会を終了させていただきます。各委員の先生方、本日はありがとうございました。

以上